

大型 1 種免許・フォークリフトの教習料金

給付金の支給額は、支給対象額の 20%(上限 10 万円)となります。

給付金は、卒業後に支給申請をしないと振込されません。

◆ 教育訓練給付制度の支給対象になるもの ◆

入学金、適性検査、技能教習(延長分・補習分を除く)および学科講習料

支給対象合計額 312,350 円 (20%相当は 62,470 円)

◆ 教習料金の価格 ◆

- ・ 技能教習…1 時限あたり 8,800 円(高速教習の 1 時限分のみ 11,550 円)
- ・ 技能検定…1 回あたり 8,800 円

取得免許	A						小計	B		合計
	入学金	適性検査	証明書	写真代	講習料	テキスト代		技能教習	検定料	
中型 1 種または 中型 2 種 (8t 限定)	77,000	2,200	2,750	880			82,830	189,750	8,800	290,180
フォークリフト講習					41,800	1,600	43,400			43,400
受験料金総額	77,000	2,200	2,750	880	41,800	1,600	126,230	62,700	8,800	333,580

※合計の金額は延長教習・自由教習・検定不合格のない場合の最小金額です。

※割引券をお持ちの方や取次所などからのご紹介の方は、表中の【A】から割引いたしますが、支給対象額も減額になります。

※教習生自身のご都合で退校される場合は、11,000 円の退校手数料がかかります。

なお、途中退校の場合、給付金の支給は受けられません。

※直前(技能教習開始まで 1 時間以内)や無断の技能教習のキャンセル、または遅刻した場合はキャンセル料(1 回あたり 9,900)がかかります。